

豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施要綱

令和4年9月1日施行

令和4年10月4日改正

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び東京都動物愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号）の目的にのっとり、飼い主の死亡等による飼養困難な犬・猫、飼い主のいない猫の譲渡の支援のための協力動物病院等での一時預かり、病気・怪我の治療に係る費用の一部又は全部の助成等ならびに協力団体等との連携について必要な事項を定め、もって人と動物が共存しながら、区民の生活環境の改善を図ることを目的とする。

2 この要綱において、前項に掲げる目的達成のため実施する事業について、必要な事項を定める。事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、豊島区補助金交付規則（昭和61年8月27日規則第59号）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼養困難な犬・猫 飼い主が死亡、長期入院等により飼養継続困難となった犬・猫
- (2) 飼い主のいない猫 所有者及び飼い主が不明の猫
- (3) 協力動物病院 第4条第1項により定める動物病院
- (4) 事業実施団体等 第4条第2項により登録決定通知を受けた団体
- (5) 一時預かり 譲渡を前提とした譲渡先を探すまでの一時的な犬猫の預かり
- (6) 病気・怪我の治療 譲渡を前提とした犬猫に対する治療
- (7) 不妊手術 卵巣の摘除又は卵巣及び子宮の摘除を行い、生殖を不能とする手術
- (8) 去勢手術 精巣の摘除を行い、生殖を不能とする手術

(方針及び事業内容)

第3条 本事業は、飼い主が死亡等の何らかの理由により飼養困難となった犬・猫及び飼い主のいない猫について、豊島区地域猫協議会等の団体と連携し、動物病院の協力により、新たな飼い主への無償での譲渡を目的とした一時預かり、病気・怪我の治療等にかかる経費を支援し、また飼養相談体制を整備することで、動物の生命を守り人の生活環境向上を実現する方針ものと実施する。

2 前項の方針に基づく事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼い主が死亡等により、飼養困難となった犬・猫の情報提供を受けた場合に、新たな飼い主への譲渡を行うための一時預かり、病気・怪我の治療等、譲渡活動への支援
- (2) 飼い主のいない猫の譲渡に向けた不妊去勢手術、ワクチン接種、病気・怪我の治療等、一時預かり等の支援

- (3) 動物の飼養等に関する相談体制の整備や地域住民等への普及啓発
- (4) 本事業運営等にかかる検討会議の開催

(事業実施団体等の要件)

第4条 前項に定める事業を実施する団体の要件は、以下のすべてを満たすものとする

- (1) 本事業の目的、方針を理解し活動できる個人、団体
- (2) 本事業に関わる活動において、営利目的の活動を行わないこと
- (3) 団体構成員及び活動者が、豊島区暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第26号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項第3項に規定する暴力団関係者でないこと
- (4) その他、区長が不相当と認める者でないこと

(事業実施団体の登録)

第5条 前条に定める要件を満たした上で、事業を実施する団体等は以下のとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫対策実施事業要綱に基づき、獣医師登録願兼口座振替依頼書により区長に届出をした動物病院
- (2) 地域協議会登録団体のうち、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録申請書」（別記第1号様式）により申請した団体
- (3) その他、本事業と同類の活動実績があり、本事業を実施できる豊島区に住所を置く個人や団体で、別記様式1により申請したもの

2 前項第2号及び第3号により事業を実施する申請があった個人・団体に対し、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録決定・却下通知書」（別記第2号様式）を通知する。

(登録の取消し又は停止)

第6条 区長は、協力動物病院で従事する獣医師が次の各号の一に該当するときは、前条による登録を取消し又は停止をすることができる。

- (1) 当該獣医師が獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条の規定に基づく業務停止命令を受けたとき
- (2) 当該獣医師が、本要綱ならびに飼い主のいない猫対策実施事業要綱を遵守しないとき
- (3) 当該獣医師が不正、違法等の行為を行ったと区長が認めるとき
- (4) 当該獣医師から、本事業の協力動物病院としての登録抹消又は停止の申し出があったとき

2 区長は、事業実施団体等が次の各号の一に該当するときは、前条による登録を取り消し又は停止をすることができる。

- (1) 当該事業実施団体等が、本要綱の目的や方針、事業内容等を遵守しないとき
- (2) 当該事業実施団体等が不正、違法等の行為を行ったと区長が認めるとき
- (3) 当該事業実施団体等が第4条に定める要件に該当しなくなったとき
- (4) 当該事業実施団体等から、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録取消申請書」（別記第3号様式）により本事業の実施団体等としての登録取消の申し出があったとき。

3 区長は、第1項及び前項より登録を取り消した場合、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体登録取消決定通知書」（別記第4号様式）を当該個人及び団体に通知する。

（本事業の対象となる犬・猫）

第7条 本事業の対象となる犬・猫は、協力動物病院や事業実施団体等が譲渡を目的として管理・保護する以下の犬・猫とする。

- （1）区内に生息している飼い主が死亡、病気等により飼養困難となった犬・猫
- （2）区内に生息している飼い主のいない猫
- （3）その他、区長が必要とみとめた犬・猫

（助成額及び頭数等）

第8条 本事業を実施するためにかかる経費について、助成額及び頭数等は別表のとおり定める。

ただし、区長は、助成金の支払総額が予算額に達したときは、当該年度における本事業を終了することができる。また、譲渡先その他から受領した寄付及び実費相当分がある場合は、その受領額を除いた金額を助成する。

（申請手続）

第9条 犬・猫を保護し、譲渡するための経費について当事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施申請書」（別記第5号様式）を提出する。

- 2 前項の申請は、譲渡対象の犬・猫を保護する前に行わなければならない。
- 3 前項にかかわらず、保護の緊急性がある場合等やむを得ない事情がある場合は、保護した後すみやかに申請する。

（助成の決定等）

第10条 区長は、前条の申請を受けた場合において、地域協議会の地域内については地域協議会の活動を優先して調整する等内容を審査し、助成が相当であると判断したときは、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施決定通知書」（別記第6号様式）を当該申請者に通知するものとする。

（手術等の実施）

第11条 協力動物病院等の獣医師は、搬入された犬・猫が本事業対象の猫であることを確認のうえ、当該犬・猫に対して不妊去勢手術等必要な手術等を行うものとする。

- 2 登録獣医師は、手術を実施することが適当でないと判断したときは、当該手術の申請者にその理由を説明し手術を実施しないことができる。

（手術責任）

第12条 手術の実施に当たって生じた事故又は紛争等については、手術を行った登録獣医師の責任

において処理するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、申請者以外の者が当該猫の所有権を主張し紛争となった場合は、申請者の責任において処理するものとする。

(手術等治療行為の完了確認)

第 13 条 登録獣医師は、不妊去勢、怪我、病気に関する治療、手術及び入院等にかかった経費について、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業手術等完了確認書」(別記第 7 号様式)を作成するものとする。

(助成金の申請)

第 14 条 事業実施団体等が助成金を請求する場合は、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業助成金請求書」(別記第 8 号様式)及び「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業手術等完了確認書」(別記第 7 号様式)並びに領収書等を添付の上、翌年度の 3 月末までに区長に提出し請求するものとする。

(助成金の交付決定及び支払い)

第 15 条 区長は、前条の規定による請求があったときは、請求の内容及び添付書類を確認の上、助成金交付の決定額を決定のうえ当該団体等へ通知し(「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業助成金交付決定通知書」別紙第 9 号様式)、当該団体等に決定額を支払うものとする。

(助成金交付決定の取消及び返還請求)

第 16 条 区長は、本事業の協力病院及び事業実施団体等が助成金受給後に、当該受給申請内容等に第 3 条その他本要綱に定める規定に反する内容や、不正又は違法行為が判明した場合は、当該協力病院及び協力団体等に助成金交付決定の取り消しを通知し(「地域における動物の相談支援体制整備事業助成金交付決定取消通知書」(別紙第 10 号様式)、当該助成金の返還を請求するものとする。

(違約加算金)

第 17 条 本事業の協力病院及び事業実施団体等は、前条により助成金の返還を請求されたときには、その請求にかかる助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合は除く)を納付しなければならない。

(延滞金)

第 18 条 本事業の協力病院及び事業実施団体等は、第 16 条により助成金の返還を請求された場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合は除く。)を納付しなければならない。

(事業実施後の実績報告書の提出)

第 19 条 事業実施団体等は、年度が終了する毎に当該年度の実績報告を「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業実施報告書」(別紙第 11 号様式)を、翌年度 4 月末までに提出しなければならない。

2 事業実施団体等から犬・猫の譲渡を受けた里親は、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業譲渡済確認書」(別記第 12 号様式)を譲渡後すみやかに区に提出する。提出にあたっては事業実施団体を通じて提出することもできる。

3 第 1 項で提出をされた報告書等により、「豊島区地域における動物の相談支援体制整備事業検討会議」にて、事業内容の実施方針を検討する。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、生活衛生課長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。

別表 (第 8 条関係)

内容	助成金額 (上限額)	備考
① 保護にかかる経費	70,000円/1頭	※1
② 譲渡会開催経費	30,000円/1回	※2
③ 犬・猫の一時預かり (ホテル代)	3,000円/1頭1泊	1頭上限 60日
④ 犬・猫の入院	100,000円/1頭	※3
⑤ 犬・猫の病気・怪我の治療	70,000円/1頭	※3
⑥ 相談事業への協力謝礼 (獣医師)	27,400円/1人1回	※4
⑦ 相談事業への協力謝礼 (一般)	9,500円/1人1回	※5
⑧ 事業検討会会長謝礼 (獣医師)	15,000円/1人1回	※6
⑨ 事業検討会一般委員	4,500円/1人1回	※7

※1 対象の経費は、保護時検査 (各種検査)・不妊手術・去勢手術・ワクチン接種・マイクロチップ装着 にかかる経費

餌代、トイレシート代等は、その対象の犬・猫のものであるとわかる場合その経費 (いずれも譲渡先から受ける実費分や寄付分の額を差し引く)

※2 譲渡会会場借り上げ経費や譲渡会周知チラシ印刷経費等。区内で保護された犬猫の頭数割合で案分した額

※3 ④と⑤は、保護直後から 2 週間の隔離・検査により判明した怪我・病気に限る

※4 豊島区報償費支払額基準 2 一般基準 A を準用

※5 豊島区報償費支払額基準 2 一般基準 H を準用 (愛玩動物飼養管理士の場合)

※6 豊島区報償費支払額基準 1 一般基準 A を準用

※7 豊島区報償費支払額基準 1 一般基準 C を準用